

**給与支払いがある事業者の方 必見！**  
**6月の給与等(賞与含む)の支払いから始まります！**

令和6年分所得税の定額減税のしかた

## 定額減税説明会のご案内

令和6年度の税制改正により、令和6年6月1日以降、一定の要件のもと、最初に支払う給与等より源泉徴収される額から定額減税額を控除する「所得税の定額減税」が施行されることになりました。そのため、定額減税の対象者となる条件、減税額の計算方法、従業員に給与を支払う際に必要な事務手続き、月次および年末調整時の事務の流れなどをわかりやすく説明いたします。是非ご受講ください。

日時 令和6年**5月29日(水)**13:30~15:30

場所 **長久手市商工会館2階**

対象者 **長久手市商工会員**

内容 **定額減税の概要、事務手順他**

講師 **YUINAS 津田亜希税理士事務所 税理士 津田亜希 氏**

受講料 **無料**

募集人数 **20名**(定員になり次第、締切させていただきます。)

【お申込・お問合せ】

長久手市商工会 TEL:0561-62-7111 FAX:0561-62-7729

下記受講申込書に必要事項をご記入の上、長久手市商工会までお申込み下さい。

### 「定額減税説明会」受講申込書

長久手市商工会 行 (FAX:0561-62-7729 e-mail:info@nagakute-shoukoukai.jp)

事業所名		受講者名	
電話番号		FAX 番号	